1. 9月補正予算案について

- (1)台風第7号の大雨や強風により、府民生活や事業活動に影響が生じており、会派として被災 現場の調査や被災者に寄り添った支援の緊急要望を行ったが、本府としても、早急な復旧に 向け、全力で取り組むよう要望する。 (要望)
- (2)今回の補正予算案は、物価高騰の長期化等により社会経済情勢は依然として厳しい状況にある中、京都産業の活性化に必要な施策に加え、子どもたちが様々な文化を体験する機会の創出など、「あたたかい京都づくり」を着実に推進する事業や、中国の輸入停止措置の影響を受ける府内産水産物等の消費拡大に向けた支援も盛り込まれ、時宜にかなったものと高く評価する。 (評価)

2. 脱炭素社会への取組について

質問要旨

2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを宣言した本府としても、その実現に向けて強力に取り組んでいく必要があると考えるが、脱炭素社会への取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 温室効果ガスの削減は、目標年と時点比較、削減率の設定が様々に使用され、世界基準と比較した場合の位置付けが分かりにくいが、現在の本府の取組状況は世界基準と比較してどうか。また、目標と達成状況が乖離する業務部門と家庭部門の取組は進んでいるのか。さらに、2030年までに2013年度比46%以上を削減する目標への道筋はついているのか。
- (2)海外の先進地では、専門知識を持つ気候コーディネーターが常駐してゼロカーボンに取り組んでおり、「自治体と市民・事業者が一体となって努力し続けなければ、ゼロカーボンは達成できない」とされている。全国でゼロカーボンシティの宣言自治体は973団体あるが、ゼロカーボンの目標を掲げるものの、着手方法が不明瞭等の課題に直面しており、府内でも14市3町がゼロカーボンシティの宣言をする中、具体的に目標を定め、着実に取り組んでいくためには、専門家の意見を基に進めていく必要があり、本府がリーダーシップを発揮し、府内自治体への専門人材の配置について財政支援を行ってはどうか。

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。

池田輝彦議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして、今回の補正予算案に対しまして高い評価をいただき、厚くお礼を申し上げます。

温室効果ガス排出量の削減に向けた取組についてでございます。

地球温暖化は今や地球沸騰化の時代に入ったといわれるほど進んでおり、パリ協定が目指す気温上昇を産業革命以前より2°C以下に抑えるには、気候変動対策を加速させることが求められております。

議員御指摘のとおり、現在の京都府の目標につきましては、国と同様に、温室効果ガス排出量を2050年に実質ゼロ、また、排出量がピークであった2013年度を基準に、2030年度までに46%以上削減することとしており、これはEUや米国における目標と同程度の水準となっております。

その後、今年4月に採択された議員御紹介の G7 での声明では、2030 年に 2019 年比 43%の削減が必要とされており、これを京都府に置き換えた場合、2013 年度比 46%という現行の目標が約 55%になると試算されています。

京都府といたしましては、今後の国際情勢や国の動向等を見極めながら、取組の見直し等につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、京都府の部門別の排出量削減状況についてでございます。

まず、業務部門では特に府内企業の 99%以上を占める中小企業の脱炭素化に向けた取組が進んでいないことが課題であると考えており、これまでから中小企業向けの再エネや省エネ設備の導入支援、省エネ診断などを行ってまいりました。これらの取組の結果、業務部門では 2021 年度時点で 2013 年度比 25.2%の排出量を削減しております。

また、中小企業に脱炭素に取り組むメリットを感じてもらうため、今年1月から削減目標を達成すれば金利優遇が受けられる京都ゼロカーボン・フレームワークを全国で初めてスタートさせ、既に約30件の活用実績が生まれているところでございます。

今後もさらに活用を広げていくため、地域金融機関や大企業も巻き込みながら、中小企業の脱炭素 化を加速してまいりたいと考えております。

また、家庭部門では、住宅での再エネ導入が進んでいないことが課題だと考えており、これまでから、より安価に太陽光発電設備を購入できる共同購入制度などによる再エネの普及拡大に向けた支援や、建築物の省エネなどの啓発を行ってまいりました。これらの取組の結果、家庭部門では 2021 年度時点で 2013 年度比 19.7%の排出量を削減しております。

今後は、こうした取組をさらに促進していくとともに、全ての府民が自分ごととして温暖化対策に取り組むことが求められていることから、国の新しい国民運動、デコ活における取組も踏まえつつ、 脱炭素に向けた府民の意識や行動、ライフスタイルの変革につながる取組を展開してまいりたいと 考えております。

2021 年度の府域全体の温室効果ガス排出量につきましては、2030 年度 46%以上削減の目標に対しまして 20.2%の削減となっておりまして、京都府といたしましては、まずは現行の京都府地球温暖化対策推進計画に掲げる施策を着実かつ積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、府内自治体への専門人材の配置についてでございます。

2050 年温室効果ガス実質ゼロに向けては、府内市町村が地域の実情に応じて脱炭素化に取り組むことが不可欠であり、それらの取組を推進し、支える専門人材の配置は重要だと考えております。また、国におきましても、脱炭素化に取り組む市町村を支援するため、脱炭素まちづくりアドバイザーなど専門家を派遣する事業が今年度から新たに創設されたところでございます。

この制度は、地域新電力設立や再工ネ導入計画策定の経験者など脱炭素による地域づくりの専門家を派遣する事業であり、府内市町村が積極的に活用できるよう国に対して働き掛けてまいりたいと

考えております。

加えまして、地域の脱炭素化を円滑に進めるためには、地域での体制づくりが不可欠であることから、京都府では、府内各地で地球温暖化防止の啓発活動などを行う地球温暖化防止活動推進員の委嘱に取り組みますとともに、府内の市町村を対象に、脱炭素化に向けた取組の財源確保につながる国の補助制度に関する勉強会などを実施しているところでございます。

また、きょうと地域連携交付金においても、市町村の要望に基づき、市町村の脱炭素化に向けた取組を支援してきており、今年度は最重点支援枠の一つとして環境の分野を設定したところでございます。

今後とも、環境先進地・京都の実現に向けて、市町村と連携を図りながら地域の実情に応じた人材 育成支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。

3. 性的少数者に対する理解への取組について

質問要旨

本年6月施行のLGBT理解増進法は、自治体や教育機関等が自主的に進めてきた取組を後押し し、この先を目指した第一歩となることを期待するが、性的少数者に対する理解への取組に関し、 次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1)本府としてパートナーシップ制度を導入すべきと考えるがどうか。また、多様な性に関する 周知を進めるためには、府内広域での取組が求められるが、性的少数者への更なる理解促進 を図る取組はどうか。
- (2) パートナーシップ制度を導入する自治体の制度は様々あるが、その多くで公営住宅の入居を制度化する中、本府では、東日本大震災の避難者の受入において、住宅困窮の要件を満たせば、親族以外の同性同士を府営住宅に入居させた経緯があると聞くが、現行制度において同性カップルの府営住宅への入居は可能か。

答弁

次に、性的少数者に対する理解への取組についてでございます。

同性カップルのパートナーシップ制度につきましては、その存在を可視化するとともに、自治体が取り組むことで、人々の理解を増進する効果があると言われております。

一方、この制度に対する同性カップルの方々の受止めは、自治体の後押しは安心感につながるという意見があると同時に、性的指向を明らかにしていない当事者には使いづらいといった意見も存在するなど、必ずしも一様ではないと認識をしております。

京都府といたしましては、こうした状況や国の動向を踏まえますとともに、パートナーシップ制

度を導入されている自治体の状況なども参考に、引き続き研究してまいりたいと考えております。また、性的少数者への更なる理解増進を図る取組についてでございますが、平成 29 年 10 月に市長会や町村会、府内の商工関係団体などとともに設置した研究会の取組の成果として、性の多様性と人権に関する啓発資料を作成するなど、これまでから府民の理解増進に取り組んできたところでございます。

引き続き、「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」の実現に向け、いわゆる「LGBT 理解増進法」に基づく地方公共団体の役割も踏まえ、性的少数者に対する不当な偏見や差別は許さないとの認識の下、改めて研究会でも議論を行い、更なる理解増進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同性カップルの府営住宅への入居についてでございます。

公営住宅は、住宅セーフティネットの中核をなし、住宅困窮者に対して公平かつ的確に住宅を供給 するという極めて重要な役割を担っております。

京都府では、これまでから、東日本大震災といった大規模災害発生時の避難者など、住宅の確保に困窮されている方々を受入れてきたところであります。

同様に、住宅の確保に困窮されている同性カップルにつきましても、所定の所得要件のもと、地方公共団体が発行するパートナーシップ宣誓証明書やこれに準ずる公正証書などの提出により、セーフティネットの観点から入居資格を認めているところでございます。

今後とも、社会情勢の変化なども踏まえた、住宅困窮者に対する入居者支援に努めてまいりたいと 考えております。

4. がん患者のケアサポートについて

質問要旨

抗がん剤や放射線治療による脱毛、乳がん等の治療中や治療後の外見を気にすることなく、安心して社会参加するためにも、医療用ウィッグや胸部補整具の活用が欠かせないが、高額であることからがん患者の負担となっている。一部の自治体では助成制度があるが、本府及び府内市町村には助成制度がなく、がん患者の経済的負担や心の痛みに寄り添う施策として、本府が医療用ウィッグや胸部補整具の購入費用の助成制度を創設すべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。

答弁

がん患者のケアサポートについてでございます。

がんを治療するための手術や化学療法、放射線などにより、がん患者には脱毛、皮膚の炎症、手 術痕などの様々な外形的変化が生じることがあります。こうした変化は、御自身の見た目が変わ ってしまい、つらいという精神的負担や社会復帰に対する不安へとつながる場合がございます。 ウィッグや補整具等は、見た目の変化に対処し、精神的負担を軽減することから、「アピアランスケア」として、がん患者の生活の質(QOL)を高める意味で重要であり、昨年度に改定された国の第4期がん対策推進基本計画にも記載がなされたところでございます。

京都府におきましては、京都府がん総合相談支援センターや、がん拠点病院等に設置されているがん相談支援センターが、アピアランスケアについての相談窓口となっております。

脱毛や手術痕などの外見に関する相談には、ウィッグや補整具の説明、レンタルを実施している 団体の紹介やスキンケアについての情報提供など、がん患者一人一人の状況に応じた相談支援を 行っております。

がんの治療成績の向上により、がん治療を終えた後も長い人生を送る人が増え、また、外来でのがん治療の普及により、がんの治療をしながら仕事などの社会参加をすることが可能となってきております。

こうした社会参加を推進し、がん患者の生活の質(QOL)を向上させるために、アピアランスケアの重要性が高まっておりますが、がん治療費の負担に加え、ウィッグや補整具の購入が必要となるなど、議員御指摘のとおり経済的な負担があると認識をしております。

アピアランスケアに対する支援制度につきましては、本来、全国で同様の支援が受けられるべきであり、全国的な制度化を国に対して要望いたしますとともに、他府県の支援制度も参考に、研究してまいりたいと考えております。

5. 宇治川堤防の安全性等に関する防災の取組について

質問要旨

宇治川堤防の安全性等に関する防災の取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1)国管理の宇治川堤防のうち、宇治市五ケ庄戸ノ内付近については、強化工事が完了しており、 今後の点検により異常があれば整備していく方針だが、近年多発する豪雨を踏まえると、強化 工事が未実施の部分も早急に対応が必要であり、本府が国に地質調査を行うよう促し、安全性 が確認出来ない場合には、強化工事の実施を国に働きかけるべきと考える。そのためには、国 において宇治川堤防の安全性を確認する地質調査等を早期に実施すべきと考えるがどうか。
- (2) 宇治川の水量を調節する堰は、琵琶湖の洗堰と天ケ瀬ダムしかなく、令和 15 年度の完成に向け、国において建設が進められている大戸川ダムを早期に完成をさせ、速やかに供用すべきと考えるがどうか。

次に、宇治川堤防の安全性についてでございます。

淀川水系、とりわけ宇治川におきましては、過去の災害を教訓として、管理する国により、堤防整備や天ケ瀬ダムの建設、さらには再開発などを進め、治水安全度の向上に取り組まれてきたところでございます。

こうした中、平成25年台風第18号における大規模出水や、全国的な豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、国において令和3年に淀川水系河川整備計画を変更されたところであり、宇治川につきましては、台風第18号と同規模の洪水を安全に流下させることが目標とされております。

国は、河川整備計画に基づき、大戸川ダム建設及び天ケ瀬ダム再開発などを実施し、宇治川上流域において洪水調節機能を向上させた上で、安全に下流へ流すことができるよう、堤防整備や河道掘削等を計画的に進めてきているところでございます。

議員御紹介の宇治川右岸の宇治市五ケ庄戸ノ内付近の堤防につきましては、平成25年台風第18号による出水の際に、堤防法面に変状が見られた区間がございます。

この区間につきましては、国において、堤防補強が行われ、安全基準を満たすものになったと伺っております。

一方、堤防法面に変状が見られなかった、残りの区間につきましては、背後地(はいごち)で噴砂や水の湧き上がりが見受けられたことを踏まえ、国において、令和3年より、地下水位のモニタリング調査を実施されており、今後、出水時の調査の結果と併せて分析の上、対策の要否を検討されると伺っております。

京都府といたしましては、引き続き、国に対しまして、調査の継続と、安全性の評価などについての丁寧な地元説明、さらには、堤防強化が必要となった場合の速やかな実施を求めてまいりたいと考えております。

次に、大戸川ダムの建設についてでございます。

先ほど申し上げました淀川水系河川整備計画におきましては、宇治川の河道掘削等と併せまして、大戸川ダムなどを整備することにより、計画目標を達成するとされております。

大戸川ダムにおいては、最大で毎秒約1,000トンの洪水調節を行うことができ、この流量低減効果が三川合流部の水位低下にも寄与するとされております。

京都府におきましては、三川で最も治水安全度が低い桂川の流下能力を大幅に向上させることが重要な課題でございます。

大戸川ダムによる洪水調節は、桂川の改修を行うための前提となっていることからも、大戸川ダム建設事業について、徹底した費用の縮減等を実施した上で積極的に推進するよう、引き続き、国に対しまして、求めてまいりたいと考えております。

5. 宇治川堤防の安全性等に関する防災の取組について

質問要旨

宇治川堤防の安全性等に関する防災の取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(3)住民避難においては、「避難することは空振りでも良い」との意識啓発が大切であり、市町村が主体となる避難の啓発や呼びかけに加え、避難しやすい避難所の環境を整えることも重要であり、市町村が行う避難の取組や避難所の環境整備に対する支援を一層強化すべきと考えるがどうか。

答弁

次に、市町村が行う避難の取組に対する支援についてでございます。

災害から府民の生命と財産を守るためには、市町村と連携した避難体制の充実を図ることが大変 重要でございます。

京都府では、これまでから平時において、府民の防災意識の向上と自発的な避難行動を促すため、府民だよりやSNSを活用した啓発を行いますとともに、水害等避難行動タイムラインの策定を支援しております。

さらに、市町村の避難所運営を支援するため、京都府独自の標準マニュアルの作成や、高齢者や 難病患者など支援が必要な方の個別避難計画の策定を促進するため、アドバイザーとして京都府 職員の派遣等を行っているところでございます。

また、災害発生時には、支援ニーズを把握するためのリエゾン職員や、避難者の健康を管理するための保健師や医師・看護師等による救護班を派遣いたしますとともに、配慮を要する方を支える災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣などにより避難所の運営を支援することとしているところでございます。

今後とも、大規模水害等を想定した市町村を超える広域避難計画の策定を進めるなど、市町村 との連携を一層強化し、災害対応力を強化してまいりたいと考えております。